

平成 22 年第 3 回にかほ市議会臨時会会議録（第 1 号）

1、平成 22 年 5 月 11 日第 3 回にかほ市議会臨時会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	伊 東 温 子	2 番	鈴 木 敏 男
3 番	奥 山 収 三	4 番	佐 々 木 弘 志
5 番	竹 内 賢	6 番	伊 藤 知
7 番	宮 崎 信 一	8 番	飯 尾 明 芳
9 番	佐 々 木 正 明	10 番	小 川 正 文
11 番	竹 内 睦 夫	12 番	村 上 次 郎
13 番	市 川 雄 次	14 番	菊 地 衛
15 番	池 田 甚 一	16 番	加 藤 照 美
17 番	池 田 好 隆	18 番	佐 藤 元
19 番	齋 藤 修 市	20 番	佐 藤 文 昭

1、本日の出席議員（ 20 名 ）

1 番	伊 東 温 子	2 番	鈴 木 敏 男
3 番	奥 山 収 三	4 番	佐 々 木 弘 志
5 番	竹 内 賢	6 番	伊 藤 知
7 番	宮 崎 信 一	8 番	飯 尾 明 芳
9 番	佐 々 木 正 明	10 番	小 川 正 文
11 番	竹 内 睦 夫	12 番	村 上 次 郎
13 番	市 川 雄 次	14 番	菊 地 衛
15 番	池 田 甚 一	16 番	加 藤 照 美
17 番	池 田 好 隆	18 番	佐 藤 元
19 番	齋 藤 修 市	20 番	佐 藤 文 昭

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 細 矢 宗 良 班 長 兼 副 主 幹 佐 藤 正 之
副 主 幹 佐 々 木 孝 人

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	横山 忠 長	副市長	横山 昭
教育長	渡辺 徹	総務部長	齋藤 隆一
市民福祉部長	木内 利雄	産業建設部長	佐藤 家一
教育次長	佐藤 知公	ガス水道局長	阿部 誠一
消防長	下居 和夫	会計管理者	森 鉄也
総務部総務課長	阿部 均	財政課長	須藤 金悦
税務課長	齋藤 利秀	生活環境課長	須藤 正彦
農林水産課長	金子 勇一郎	観光課長	武藤 一男
産業建設部管理課長	渡辺 講	建設課長	佐藤 正文
教育委員会総務課長	長谷山 良	ガス水道局事業課長	佐藤 俊文

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第1号

平成22年5月11日（火曜日）午前10時開議

- 第1 仮議席の指定
- 第2 議長の選挙

議事日程第1号の追加1

平成22年5月11日（火曜日）午前10時開議

- 第1 副議長の選挙
- 第2 議席の指定
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 会期の決定
- 第5 常任委員会委員の選任
- 第6 議会運営委員会委員の選任
- 第7 議会広報編集委員会委員の選任
- 第8 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第9 本荘由利広域市町村圏組合議会議員の選挙
- 第10 議長の常任委員会委員辞退の件
- 第11 報告第2号 平成21年度にかほ市ガス事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第12 報告第3号 平成21年度にかほ市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第13 議案第38号 にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）
- 第14 議案第39号 平成21年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）

- 第15 議案第40号 平成21年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算(第5号)の専決処分の報告及びその承認について(専決第3号)
- 第16 議案第41号 公有水面埋立てに対する意見について
- 第17 委員会閉会中の継続審査の件
- 第18 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号及び第1号の追加1に同じ

午前10時00分 開 会

事務局長(細矢宗良君) 事務局長の細矢です。

はじめに、お手元に配付してあります一覧表のとおり、ただいままで議会の会派結成の届け出がありましたので御報告いたします。

さて、本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。年長議員は村上次郎議員ですので、御紹介いたします。

村上議員、臨時議長として議長席に御着席願います。

【臨時議長(村上次郎君)議長席に着く】

臨時議長(村上次郎君) おはようございます。ただいま事務局長から紹介された村上次郎です。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行うことになります。皆様の御協力、よろしく願います。

ただいまの出席議員は20人です。定足数に達しておりますので、会議は成立します。

ただいまから平成22年第3回にかほ市議会臨時会を開会します。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定による出席説明員については、新議長が出席を要求することになりますので御承知ください。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま着席の議席とします。

.....

【指定された仮議席】

1 番	伊 東 温 子	2 番	鈴 木 敏 男
3 番	奥 山 収 三	4 番	佐 々 木 弘 志
5 番	竹 内 賢	6 番	伊 藤 知

7 番 宮 崎 信 一
9 番 佐 々 木 正 明
11 番 竹 内 睦 夫
13 番 市 川 雄 次
15 番 池 田 甚 一
17 番 池 田 好 隆
19 番 齋 藤 修 市

8 番 飯 尾 明 芳
10 番 小 川 正 文
12 番 村 上 次 郎
14 番 菊 地 衛
16 番 加 藤 照 美
18 番 佐 藤 元
20 番 佐 藤 文 昭

.....

臨時議長（村上次郎君） 日程第2、議長の選挙を行います。

この選挙は投票で行います。議場を閉鎖します。

【議場閉鎖】

臨時議長（村上次郎君） ただいまの出席議員数は20人です。

立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に1番伊東温子議員、2番鈴木敏男議員、3番奥山収三議員を指名します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。本選挙は、公職選挙法第68条の2の適用はありませんので、これらの票は無効となります。そういうことのないように、必ず名字と名前をはっきりと記入するようにお願いします。

投票用紙を配付します。

【投票用紙配付】

臨時議長（村上次郎君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

臨時議長（村上次郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

【投票箱点検】

臨時議長（村上次郎君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。職員が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

【点呼に応じ各員投票】

臨時議長（村上次郎君） 投票漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

臨時議長（村上次郎君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

開票を行います。1番伊東温子議員、2番鈴木敏男議員、3番奥山収三議員、開票の立ち会いをお願いします。

【立会人伊東温子君、鈴木敏男君、奥山収三君立ち会いの上、開票】

臨時議長（村上次郎君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 20 票、有効投票 19 票、無効投票 1 票。有効投票のうち、佐藤文昭議員 14 票、村上次郎 3 票、池田好隆議員 1 票、宮崎信一議員 1 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 5 票です。したがって、佐藤文昭議員が議長に当選されました。議場の閉鎖を解きます。

【議場閉鎖を解く】

臨時議長（村上次郎君） ただいま議長に当選された佐藤文昭議員が議場におられます。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

佐藤文昭議員、返事をお願いします。

【20 番（佐藤文昭君）「はい」と呼ぶ】

臨時議長（村上次郎君） 議長に当選した佐藤文昭議員のごあいさつを議長席前の演壇でお願いします。

【議長（佐藤文昭君）登壇】

議長（佐藤文昭君） ただいま議長に選出されました佐藤文昭でございます。議長の責任の重大さを感じております。市民や地域が抱えている問題を議会人として共有の課題と受けとめて、市民に信頼される、構築される議会運営、そして市民の負託にこたえ得る議会を目指していきたいと思っております。議会の活性化を図るため、議会基本条例の制定を進めます。市民一人一人の夢が実現できる、豊かで元気なにかほ市とするために全力で議長職を全うしますので、皆様方の御指導、御協力をよろしくお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。（拍手）

臨時議長（村上次郎君） これで臨時議長の任務は終了しました。皆様方の御協力、大変ありがとうございました。

それでは、議長交代のため暫時休憩します。

午前 10 時 18 分 休 憩

午前 10 時 30 分 再 開

議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に入る前に御報告いたします。4 番佐々木弘志議員から所用のため早退届が提出されております。

お諮りします。ただいま配付しました追加議事日程のとおり日程を追加したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

なお、地方自治法第 121 条の規定による出席説明員の出席については、日程第 11 からの出席を要求しております。

日程第 1、副議長の選挙を行います。この選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

【「休憩願います」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 暫時休憩します。

午前 10 時 31 分 休 憩

午前 10 時 32 分 再 開

議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 1、副議長の選挙を行います。この選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

【議場閉鎖】

議長（佐藤文昭君） ただいまの出席議員数は 19 人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 5 番竹内賢議員、6 番伊藤知議員、7 番宮崎信一議員を指名します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

本選挙は、公職選挙法第 68 条の 2 の適用はありませんので、これらの票は無効となります。投票用紙には、必ず名字と名前をはっきりと記入願います。

投票用紙を配付します。

【投票用紙配付】

議長（佐藤文昭君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

【投票箱点検】

議長（佐藤文昭君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。職員が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

【点呼に応じ各員投票】

議長（佐藤文昭君） 投票漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

開票を行います。5 番竹内賢議員、6 番伊藤知議員、7 番宮崎信一議員、開票の立ち会いをお願いします。

【立会人竹内賢君、伊藤知君、宮崎信一君の立ち会いの上、開票】

議長（佐藤文昭君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 19 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票 19 票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、池田好隆議員 17 票、竹内賢議員 1 票、市川雄次議員 1 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 5 票です。したがって、池田好隆議員が副議長に当選されました。議場の閉鎖を解きます。

【議場閉鎖を解く】

議長（佐藤文昭君） ただいま副議長に当選されました池田好隆議員が議場におられます。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

池田好隆議員、返事をお願いします。

【17 番（池田好隆君）「はい」と呼ぶ】

議長（佐藤文昭君） 副議長に当選された池田好隆議員から議長席前の演壇でごあいさつをお願いします。

【副議長（池田好隆君）登壇】

副議長（池田好隆君） 副議長に選任されました池田好隆でございます。非常に身の引き締まる思いでございます。

もとより浅学非才の身でありますけれども、選任された以上は議長と力を合わせて、より選挙民に理解される議会を目指して努めたいと考えております。御協力のほど、よろしく申し上げまして、簡単でございますけれども、ごあいさつにかえます。（拍手）

議長（佐藤文昭君） 日程第 2、議席の指定を行います。議席は会議規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、お手元に配付しております議席表のとおり、議長から指定いたします。

.....

【指定された議席】

1 番	伊 東 温 子	2 番	鈴 木 敏 男
3 番	奥 山 収 三	4 番	佐 々 木 弘 志
5 番	竹 内 賢	6 番	伊 藤 知
7 番	宮 崎 信 一	8 番	飯 尾 明 芳
9 番	佐 々 木 正 明	10 番	小 川 正 文
11 番	竹 内 睦 夫	12 番	村 上 次 郎
13 番	市 川 雄 次	14 番	菊 地 衛
15 番	池 田 甚 一	16 番	加 藤 照 美
17 番	池 田 好 隆	18 番	佐 藤 元
19 番	齋 藤 修 市	20 番	佐 藤 文 昭

.....

議長（佐藤文昭君） 日程第 3、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 79 条の規定に基づき、1 番伊東温子議員、2 番鈴木敏男議員を指名します。

日程第 4、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日間に決定しました。

日程第 5、常任委員会委員の選任、日程第 6、議会運営委員会委員の選任及び日程第 7、議会広報編集委員会委員の選任を議題とします。

常任委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項に基づき、次のとおり指名します。

事務局長に報告させます。

事務局長（細矢宗良君） それでは報告いたします。

総務常任委員会、奥山収三議員、佐々木弘志議員、伊藤知議員、宮崎信一議員、池田甚一議員、佐藤元議員、佐藤文昭議員、以上 7 人です。

教育民生常任委員会、伊東温子議員、鈴木敏男議員、佐々木正明議員、小川正文議員、竹内睦夫議員、市川雄次議員、池田好隆議員、以上 7 人です。

産業建設常任委員会、竹内賢議員、飯尾明芳議員、村上次郎議員、菊地衛議員、加藤照美議員、齋藤修市議員、以上 6 人です。

議長（佐藤文昭君） 以上のように、それぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり決定しました。

各常任委員会は、ただいまのところ「正・副委員長が欠けたとき」に該当しますので、本職において各常任委員会を招集します。正・副委員長を互選して報告願います。また、各常任委員会から議会広報編集委員会委員もあわせて選出願います。

なお、各委員長の互選については、委員会条例第 10 条第 2 項に基づき、それぞれ年長の委員に職務を行っていただきます。

総務委員会は第 1 会議室、教育民生委員会は第 2 会議室、産業建設委員会は第 3 会議室で行ってください。

しばらく休憩します。15 分ほど休憩します。

午前 10 時 51 分 休 憩

午前 11 時 17 分 再 開

議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の正・副委員長を事務局長に報告させます。

事務局長（細矢宗良君） それでは報告します。

総務委員会、委員長、伊藤知議員、副委員長、宮崎信一議員。

教育民生委員会、委員長、小川正文議員、副委員長、伊東温子議員。

産業建設委員会、委員長、竹内賢議員、副委員長、齋藤修市議員、以上です。

議長（佐藤文昭君） ただいまの報告のとおり決定しました。

しばらく休憩します。

午前 11 時 18 分 休 憩

午前 11 時 27 分 再 開

議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議会運営委員会の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項に基づき、次のとおり指名します。

事務局長に報告させます。

事務局長（細矢宗良君） それでは報告します。

議会運営委員は、伊藤知議員、小川正文議員、村上次郎議員、市川雄次議員、池田好隆議員、佐藤元議員、奥山収三議員、以上です。

議長（佐藤文昭君） 以上のように、それぞれ指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり決定しました。

議会運営委員会は、ただいまのところ「正・副委員長が欠けたとき」に該当しますので、本職において議会運営委員会を招集します。正・副委員長を互選して報告願います。

議会運営委員会は第 1 会議室です。

なお、各委員長の互選については、委員会条例第 10 条第 2 項に基づき、年長の委員に職務を行っていただきます。

しばらく休憩します。

午前 11 時 29 分 休 憩

午前 11 時 38 分 再 開

議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正・副委員長を事務局長に報告させます。

事務局長（細矢宗良君） それでは報告いたします。

議会運営委員会、委員長、佐藤元議員、副委員長、村上次郎議員、以上です。

議長（佐藤文昭君） 以上のとおり決定しました。

お諮りします。議会広報編集委員会委員には、にかほ市議会広報の発行に関する条例第 5 条第 2 項及び申し合わせにより、次のとおり指名したいと思います。

事務局長に報告させます。

事務局長（細矢宗良君） 議会広報編集委員会委員、副議長、池田好隆議員、議会運営委員長、佐藤元議員、総務委員会から宮崎信一議員、佐々木弘志議員、教育民生委員会から伊東温子議員、市川雄次議員、産業建設委員会から飯尾明芳議員、加藤照美議員、以上です。

議長（佐藤文昭君） 以上のように、それぞれ指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり決定しました。

議会広報編集委員会は、ただいまのところ「正・副委員長が欠けたとき」に該当しますので、本職において議会広報編集委員会を招集します。正・副委員長を互選して報告願います。

なお、委員長の互選については、委員会条例第 10 条第 2 項に基づき、年長の委員に職務を行っていただきます。

議会広報編集委員会は第 2 会議室です。

しばらく休憩します。

午前 11 時 40 分 休 憩

午前 11 時 51 分 再 開

議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報編集委員会の正・副委員長を事務局長に報告させます。

事務局長（細矢宗良君） それでは報告いたします。

議会広報編集委員会、委員長、加藤照美議員、副委員長、飯尾明芳議員、以上です。

議長（佐藤文昭君） 以上のとおり決定しました。

日程第 8、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を議題とします。

秋田県後期高齢者医療広域連合規約第 8 条第 1 項により 1 名を選出します。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員には、議長の私、佐藤文昭を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました私、佐藤文昭を秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました私、佐藤文昭が秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。よって、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選について、会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選の告知を行い、このことについて承諾いたします。

次に、日程第 9、本荘由利広域市町村圏組合議会議員の選挙を議題とします。

本荘由利広域市町村圏組合規約第 5 条第 2 項により、にかほ市の議会で組合議会の議員 2 人を選出することになっているものです。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。本荘由利広域市町村圏組合議会議員に、6 番伊藤知議員（総務委員長）、10 番小川正文議員（教育民生委員長）を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました 6 番伊藤知議員、10 番小川正文議員を本荘由利広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました 6 番伊藤知議員、10 番小川正文議員が本荘由利広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま、本荘由利広域市町村圏組合議会議員に当選された 6 番伊藤知議員、10 番小川正文議員が議場におられます。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。伊藤知議員、小川正文議員、よろしいでしょうか。

【6 番（伊藤知君）「はい」と呼ぶ、10 番（小川正文君）「はい」と呼ぶ】

議長（佐藤文昭君） しばらく休憩します。

午前 11 時 56 分 休 憩

午前 11 時 57 分 再 開

副議長（池田好隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 10、議長の常任委員会委員辞退の件を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定によって、20 番佐藤文昭議員の退場を求めます。

【20 番（佐藤文昭君）退場】

副議長（池田好隆君） 議長から、総務常任委員会委員を辞退したいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり辞退を許可することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

副議長（池田好隆君） 異議なしと認めます。したがって、佐藤文昭議長の総務常任委員会委員の辞退を許可することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午前 11 時 59 分 休 憩

午前 11 時 59 分 再 開

議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

昼食のため、午後 1 時まで休憩します。

午前 11 時 59 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の日程に入る前に報告します。地方自治法第 121 条の規定による出席説明員名簿は、お手元に配付のとおりです。

日程第 11、報告第 2 号平成 21 年度にかほ市ガス事業会計予算繰越計算書の報告について及び日程第 12、報告第 3 号平成 21 年度にかほ市水道事業会計予算繰越計算書の報告についての報告 2 件、日程第 13、議案第 38 号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第 1 号）から日程第 16、議案第 41 号公有水面埋立てに対する意見についてまでの議案 4 件、計 6 件を一括議題とします。

朗読を省略しまして、当局からの提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、臨時会に提案しております議案の要旨について御説明を申し上げますが、まずは議員の皆さんには御当選、本当におめでとうございます。心からお祝いを申し上げます。また、佐藤文昭議員の議長就任など、新たな議会の体制も決定されましたことに重ねてお祝いを申し上げるところであります。

さて、御承知のようにリーマンショック以来、この地域においても大変厳しい社会経済情勢が続いておりますが、ここにきて若干ではありますが明るい兆しも見え始めているところであります。

しかしながら、まだまだ厳しい状況が全体的には続いておりますので、市といたしましても活力のある地域社会の形成につながるように、組織としての総力挙げてさまざまな課題に取り組んでまいりたいと思っております。

議会と当局は、立場は違いますけれども、いろいろと議論を重ねながらも車の両輪のごとく力を合わせて、そして、にかほ市が目指すまちづくりに向けて取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞ議員各位におかれましては一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、議案の要旨について御説明を申し上げます。

報告第2号平成21年度にかほ市ガス事業会計予算繰越計算書の報告についてでございます。平成22年3月定例会で議決いただきました公共下水道事業の工期変更に伴う繰り越しにあわせて、同時にガス管入れかえ工事などを実施するため、ガス事業会計予算の繰り越しを行うものであり、繰越計算書のとおり報告をするものでございます。

報告第3号平成21年度にかほ市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてでございます。ガス事業会計と同様に公共下水道事業の工期変更に伴う繰り越しにあわせて、同時に水道管入れかえ工事などを実施するため水道事業会計予算の繰り越しを行ったものであり、繰越計算書のとおり報告するものでございます。

議案第38号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認についてでございます。地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布されたことに伴い、にかほ市税条例の一部を改正する必要性があり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであり、同条第3項の規定に基づき報告し承認を求めるとでございます。

議案第39号平成21年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）の専決処分の報告及びその承認についてでございます。平成22年3月31日付で専決処分した平成21年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）について承認を求めるとのことであり、既定の歳入歳出の総額から、それぞれ614万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165億9,440万3,000円と定めるものであります。

歳入では、地方交付税の特別交付税が2億4,546万8,000円など各種交付金の確定による増額、財産収入においては、サン・ねむの木の土地及び建物の売却に伴う財産売払収入として5,022万6,000円の増額、また、仁賀保統合中学校建設事業等の事業費精算に伴う市債の減額を行うものであります。

歳出では、仁賀保統合中学校建設事業の工事請負費等418万1,000円の減額及びその他の事業の

財源振替等を行うものであります。

なお、歳入歳出予算の調整については、財政調整基金繰入金 3 億 2,809 万円を減額することにより行うものでございます。

次に、議案第 40 号平成 21 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分の報告及びその承認についてでございます。平成 22 年 3 月 31 日付で専決処分した平成 21 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第 5 号）について承認を求めるとのことであり、既定の歳入歳出の総額から、それぞれ 170 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 7,990 万 1,000 円と定めるものでございます。

補正の主な内容は、釜ヶ台地区簡易水道施設整備工事に伴う市債額の確定によるものでございます。

議案第 41 号公有水面埋立てに対する意見についてでございます。4 月 9 日付で秋田県知事から漁港・漁場整備計画に基づき、平沢漁港にマイナス 3 メートル岸壁用地を造成することに伴い、平沢漁港内の公有水面の埋立てについて、公有水面埋立て法第 3 条第 1 項の規定に基づき意見を求められておりましたので、同条第 4 項の規定により議会の議決を求めるとのことでございます。

以上、議案の要旨について御説明を申し上げましたが、補足説明については担当の部長等が行いますので、よろしく御審議をいただき、可決決定くださるようお願いをいたします。

議長（佐藤文昭君） これから担当部長から主な項目について補足説明を行います。

初めに、報告第 2 号及び第 3 号について、ガス水道局長。

ガス水道局事業（阿部誠一君） それでは、報告第 2 号平成 21 年度にかほ市ガス事業会計予算繰越計算書の報告について補足説明いたします。

議案綴りの 2 ページをお願いします。本件は、平成 21 年度に契約をしました公共下水道事業に伴うガス管入れかえ工事設計業務委託及び平沢字井戸尻地内、象潟町浜山、上狐森、木戸口地内のガス管入れかえ工事 18 工区分 7,979 万 2,000 円につきましては、平成 22 年 3 月定例議会で上程済みの公共下水道事業の工期変更による繰り越しとあわせてガス事業会計においても平成 21 年度では支払い義務が生じないため予算の繰り越しを行うものであります。

工期につきましては、ガス事業、水道事業とも 1 工区から 16 工区までは 4 月 21 日となっており、ガス・水道管の入れかえは完了しております。

なお、象潟地域の 17 工区、上狐森地内と 18 工区、木戸口地内の工期は 5 月 14 日となっております。

なお、予算の繰り越しにつきましては、地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定により、予算に定めた建設改良に要する経費のうち年度内に支払い義務が生じなかったものがある場合においては、管理者はその額を翌年度に繰り越して使用することができる。また、3 項で、予算を繰り越した場合においては、管理者は市長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた市長は次の議会において、その旨を議会に報告しなければならないとなっていることから、本日の臨時議会における報告となったものであります。

以上で報告第 2 号の補足説明を終わります。

続きまして、報告第 3 号平成 21 年度にかほ市水道事業会計予算繰越計算書の報告について補足説明いたします。

4 ページをお願いします。報告第 2 号で説明いたしましたガス事業のガス管入れかえ工事同様、水道管の入れかえ工事も一体的に施工することから、水道管入れかえ工事設計業務委託及び水道管入れかえ工事 18 工区分 1 億 3,355 万 1,000 円についても公共下水道事業の工期変更による繰り越しにあわせて水道事業会計においても予算の繰り越しを行うものであります。

以上で報告第 3 号の補足説明を終わります。

議長（佐藤文昭君） 次に、議案第 38 号、第 39 号について、総務部長よりお願いします。総務部長。

総務部長（齋藤隆一君） それでは、議案第 38 号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第 1 号）の補足説明をいたします。

地方税法の一部を改正する法律及び同法施行令、施行規則が平成 22 年 3 月 31 日に公布されまして、4 月 1 日から施行されております。このことに伴いまして、にかほ市税条例につきましても一部を改正する必要性があり、また、4 月 1 日に施行させる必要があったことから 3 月 31 日に専決処分したものでございます。

条例の改正内容について説明いたします。

議案綴りの 7 ページを御覧ください。第 44 条関係の改正は、個人市民税の特別徴収に関する一部改正でございます。平成 21 年度から 65 歳以上の方の個人市民税の年金からの特別徴収制度が実施されておりますが、これに伴いまして 65 歳未満の方で年金を受給している方の納税方法については、給与所得の部分の税額は会社の給与からの特別徴収、年金所得に係る部分の税額は普通徴収と別々になっていたところでございます。納付の煩雑さと負担を軽減するために、今回の改正によって年金所得についても給与所得と合わせて特別徴収することができるようにするものでございます。また、申し出によりまして、引き続き普通徴収を選ぶこともできます。この改正規定に該当する方は、平成 21 年度課税ベースで見ますと約 50 名程度と見込まれます。

第 45 条の改正は、44 条に第 4 項が加えられたことに伴いまして項ずれを訂正するものでございます。

第 48 条は、法人市民税の申告納付について規定しておりますが、第 6 項の改正は、法人税法の改正に伴いまして引用している条項に項ずれが生じたので、それを訂正するものでございます。ちなみに法人税法第 2 条第 12 号の 7 の 7 の規定は、完全支配関係がある法人間の資本関係取引について規定しているものでございます。本市には直接的な影響はございません。

第 54 条は固定資産税の納税義務者について規定をしておりますが、第 6 項の改正は地方自治法の改正によって地方開発事業団が廃止されることに伴う改正でございます。本市には該当がありません。

附則第 15 条関係の改正は、特別土地保有税関係の読みかえ規定を削除するものでございます。

なお、特別土地保有税は平成 15 年度から課税停止となっておりますので、直接的な影響はありません。

附則第 20 条の 4 及び第 20 条の 5 の改正は、法律名が変更になったことに伴う改正でございます。租税条約を締結している相手国に対して税情報の提供ができるようにしたことなどに伴いまして、法律の名称も「租税条約」から「租税条約等」に変更になったものでございます。これも本市には直接的な影響はありません。

この条例は平成 22 年 4 月 1 日から施行します。ただし、附則の各号にありますとおり、附則第 20 条関係の改正規定は 6 月 1 日から、第 54 条関係の改正規定は地方自治法の一部を改正する法律の施行の日からの施行となります。

また、市民税に関する経過措置と固定資産税に関する経過措置をそれぞれ規定いたしております。議案第 38 号につきましては以上でございます。

続きまして、議案第 39 号平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算(第 11 号)の専決処分報告及びその承認について(専決第 2 号)の補足説明をいたします。

予算書の 5 ページをお開きください。第 2 表地方債の補正は、仁賀保統合中学校建設事業、まちづくり交付金事業、公営住宅整備事業及び農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業のそれぞれの事業が確定したことに伴いまして借入限度額を変更するものでございます。

8 ページをお開きください。初めに、歳入です。2 款地方譲与税の補正は、交付額の確定による補正でございます。3 款利子割交付金、9 ページに入りますが 4 款配当割交付金、5 款株式等譲渡所得割交付金、6 款地方消費税交付金、7 款ゴルフ場利用税交付金、10 ページに入りまして 8 款自動車取得税交付金につきましても交付額の確定による補正でございます。額の大きなものとしたしましては、6 款の地方消費税交付金が 4,231 万 8,000 円の増額補正、8 款自動車取得税交付金が 1,370 万 2,000 円の減額補正となっております。地方消費税交付金につきましては、定額給付金などの財政出動があったせいかわかりませんが、消費の落ち込みが当初の見込みよりも小さかったということでございます。自動車取得税交付金につきましては、景気の低迷による新車への買い控えやエコカー減税制度の導入などによって自動車取得税が減少し、それに伴って交付金も当初の予想よりも少なかったということでございます。10 款地方交付税の 2 億 4,546 万 8,000 円の増額は、特別交付税の交付額が確定したことによる補正でございます。全国的に大災害が少なかったことなどから配分額も増額になったものと推察しております。11 款交通安全対策特別交付金につきましても交付額の確定による補正でございます。16 款財産売却収入の 5,022 万 6,000 円につきましては、象潟町才の神地内のサン・ねむの木の土地、建物を有限会社サンねむの木に売却したものでございます。11 ページを御覧ください。18 款繰入金の財政調整基金繰入金 3 億 2,809 万円の減額補正は、歳入歳出予算の調整を行うためのものでございます。これによりまして平成 21 年度の財政調整基金繰入金を 9,196 万円とするものでございます。仁賀保中学校建設基金繰入金の 1,051 万 9,000 円は、起債対象外の事業費用を基金から繰り入れるものでございます。これによりまして平成 21 年度末の仁賀保中学校建設基金の残額は 2,313 万 1,000 円になります。21 款市債の補正につきましては第 2 表で説明しましたように、それぞれの事業が確定したことによるものです。

12 ページをお開きください。歳出です。4 款 3 項 1 目水道整備費の 100 万円の増額補正は、簡易水道特別会計の事業運営のために一般会計から繰り出すものでございます。6 款 1 項 3 目農業振興

費の296万6,000円の減額補正は、農山漁村活性化プロジェクト事業が完了したことによるものでございます。8款4項2目まちづくり交付金事業につきましては、起債充当事業費が見込み額よりも増加したために380万円の財源振替を行ったものでございます。8款5項2目公営住宅関連施設整備事業費につきましては、起債充当事業費が見込み額よりも減少したために170万円の財源振替を行ったものでございます。13ページを御覧ください。10款3項4目仁賀保統合中学校建設事業費の418万1,000円の減額補正は、工事請負費など平成21年度事業が完了したことによるものです。

以上が今回専決処分いたしました一般会計補正予算の内容でございます。以上でございます。

議長(佐藤文昭君)次に、議案第40号について、市民福祉部長よりお願いします。市民福祉部長。

市民福祉部長(木内利雄君) 議案第40号平成21年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算(第5号)の専決処分の報告及びその承認について(専決第3号)につきまして補足説明をいたします。

初めに、4ページをお開きください。第2表の地方債の補正であります。借入限度額を1億20万円から平成21年度事業の確定に伴いまして270万円減の9,750万円に変更するものでございます。

次に、歳入になります。7ページをお開きください。初めに、下のほうの7款1項1目1節簡易水道事業債270万円の減額ですが、これは釜ヶ台地区統合簡易水道施設整備に係る平成21年度事業費の確定によりまして起債借入額を9,750万円とするものでございます。次に、逆になりますが、上の4款1項1目1節一般会計繰入金100万円でございますが、これは簡易水道事業債の270万円の減額分から、この後に説明いたします歳出の減額170万円を差し引いた100万円を歳入の不足分として一般会計から繰り入れするものでございます。

次に、8ページをお開きください。歳出になります。1款1項1目13節委託料129万8,000円の減額でございますが、これは釜ヶ台地区簡易水道施設整備工事設計業務委託料の請負差額による減額でございます。2款1項2目利子の20万2,000円の減額は、地方債利子償還金の減額でございます。歳出全体の減額額は170万円となっております。このために先ほど申し上げました100万円を一般会計から繰り入れするものでございます。

以上でございます。

議長(佐藤文昭君) 次に、議案第41号について、産業建設部長。

産業建設部長(佐藤家一君) それでは、議案第41号公有水面埋立てに対する意見についての補足説明を申し上げます。

別に写真のほうも皆さんのほうに提示してありますので、それから、議案綴りの12ページ・13ページの図面も参照しながらお聞きいただきたいと思います。

今回埋立てを予定しているのは、議案綴りの12ページにもありますように平沢漁港第2泊地の岸壁であります。この岸壁は昭和34年から昭和35年に建設されたものですが、別に配付しました写真のように、いたるところに亀裂、陥没などが発生する老朽化が進んでおります。また、背後の道路、これは市道清水2号線となりますけれども、幅員が3.8メートルと狭く、拡幅改良の要望も出されている道路でもあります。このことから、県では岸壁と臨港道路を一体的に整備することとし、岸壁位置を埋立てにより海側に3メートル前出しし、これによりまして発生する用地を荷揚げ場、

あるいは道路敷とするものであります。

埋立ての工事期間については、平成 24 年 3 月 31 日までとなっておりますが、岸壁工事については今年度の 7 月から 10 月まで、ハタハタ漁に影響しないよう進める計画であります。

それから、道路改良につきましては、この岸壁工事が終了次第に着手しまして、平成 22 年度・平成 23 年度の 2 ヶ年で完了する計画となっております。

以上であります。

議長（佐藤文昭君） これで補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑には自己の思いや意見を入れないようにしてください。なお、発言は自席で行ってください。

初めに、報告第 2 号平成 21 年度にかほ市ガス事業会計予算繰越計算書の報告についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで報告第 2 号の質疑を終わります。

次に、報告第 3 号平成 21 年度にかほ市水道事業会計予算繰越計算書の報告についての質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで報告第 3 号の質疑を終わります。

次に、議案第 38 号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第 1 号）の質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） 先ほどの部長の説明でたいいわかりましたし、本市に該当しないその条項もかなりあるというふうなこともわかりました。ただ、直接関係ありそうなのが 44 条第 2 項の内容ですけれども、この関係者が 50 人くらいいるということと、そしてその説明の中では給与、年金、それぞれ分けていたものを一括すると。そうすると都合はよさそうなんですけれども、説明の中に「負担軽減のため」ということもありましたので、金額的にこのことによる軽減などがあるのかどうか、通告書には「メリット、デメリット」というふうに書きましたけれども、その点についてお尋ねします。

議長（佐藤文昭君） 総務部長。

総務部長（齋藤隆一君） 通告がありましたことにつきましてお答えをいたします。

条例の改正による市民へのメリット、デメリットについてでございます。

条例の改正によりまして市民の皆さんに直接影響が及ぶものといましては、村上議員が御指摘のように第 44 条関係の個人市民税の特別徴収に関する一部改正がございます。改正のメリットといたしましては、議案説明で申し上げましたように 65 歳未満の方で給与所得と年金所得がある方については、納税の方法が二つに分かれておりまして、給与に係る税額は特別徴収の方法で納税し、年金に係る税額についてはすべて普通徴収の方法で納付しなければならないことになっておりました。今回の改正によりまして年金所得についても給与所得とあわせて特別徴収の方法で納付できる

ようにするものでございます。また、特別徴収を希望しない方については引き続き普通徴収の方法で納付することもできます。改正による税額の増減はございません。納付の方法も選択できるということでございますので、デメリットについては特段ないものと考えております。

ほかの改正条項につきましては、市民の皆さんには直接的な影響はございません。

以上でございます。

議長（佐藤文昭君） ほかに質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第 38 号の質疑を終わります。

次に、議案第 39 号平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算（第 11 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 2 号）の質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。5 番竹内賢議員。

5 番（竹内賢君） 1 点目は 10 款の 1 の 1 の特別交付税の 2 億 4,546 万 8,000 円の増額について、説明では全国的に大きな災害がないためということですが、それだけでこのぐらいの特別交付税のいわゆる増額がなるのかどうかですね、その辺ちょっと伺いたいと思います。

それから、ここに書いてあります。平成 21 年度の地方交付税 49 億 2,946 万 7,000 円と、普通交付税と特別交付税の額について確認したいと思いますので伺います。

それから二つ目は 16 の 2 の 1 の不動産売払い、サンねむの木に対して売り払った額それぞれだということにして、詳しくですね例えば土地だったら、前にも資料が出たことあるんですけども、今回でサンねむの木ってということちょっと確認できませんでしたので、今の説明ではわかりましたけれども、ちょっともっと建物についてとか、あるいは土地について、こういう状態でこういう売り払いしたということが説明できたら伺います。

それから、財政調整基金について私が計算ずっところ補正をずっところ増額、あるいは減額、こういう足し引きやってきたところ、平成 21 年度の残高が 11 億 137 万円、こういう計算をしたんですけども、これが間違いないのかどうかですね伺います。

それから、まちづくり交付金事業についてですが、380 万円の増額で、説明では見込み額が増加したためということになってはいますが、もっと詳しく、どの辺が例えば見込みと違って増額したのかです、伺います。

交付金事業の財源としての活用された合併特例債の額は、12 月に配付された資料では平成 20 年度までは 90 万円と。それから、同意額については 1,660 万円ですが、平成 21 年度のこの事業に対する合併特例債の活用額について確認をしたいので伺います。

議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

総務部長（齋藤隆一君） お答えをいたします。

初めに、10 ページの 10 款 1 項 1 目の特別交付税 2 億 4,546 万 8,000 円の増額理由につきましては、特別交付税の規定配分項目以外の部分でございます調整分が増額になったものでございます。議案説明で申し上げましたように、全国的に大災害が少なかったことなどから調整分の配分が増額になったものと推察をしております。

それから、平成 21 年度の地方交付税 49 億 2,946 万 7,000 円の内訳でございますが、普通交付税が 44 億 8,299 万 9,000 円、特別交付税が 4 億 4,646 万 8,000 円となっております。

次に、11 ページ、18 款 2 項 1 目の財政調整基金繰入金の減額補正に伴います基金の残高見込み額でございますが、竹内議員が御指摘のとおり平成 21 年度末の残高は 11 億 137 万円となる見込みでございます。

次に、21 款 1 項 4 目土木債まちづくり交付金事業の 380 万円の増減に伴います合併特例債の活用額についての御質問でございます。平成 21 年度のこの事業に対する合併特例債の活用額は 1 億 6,530 万円となっております。また、同意額は 1 億 7,470 万円でございます。今回のまちづくり交付金事業の土木債の増額につきましては、当初、補助対象事業費として 2 億 400 万円を計上していたのでございますが、補助対象事業の増加によりまして 405 万 1,000 円の増額となりましたことから、合併特例債の活用額につきましても 380 万円の増額となりまして 1 億 6,530 万円となったものでございます。竹内議員からお話がありましたように、平成 20 年度の合併特例債の活用額は 90 万円、同意額は 1,660 万円でございます。これはまちづくり交付金が予定額よりも多く交付されたために 90 万円の活用額で済んだものでございます。

16 款財産収入に関する御質問には、産業建設部からお答えをいたします。

以上でございます。

議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

産業建設部長（佐藤家一君） 16 款 2 項 1 目の不動産売払収入についてであります。このことについては、さきの 6 月定例議会のほうで詳細にわたって説明されております。同じような内容になるかと思えますけれども御了承ください。

まず、土地の単価決定においては、不動産鑑定士に依頼いたしております。その際の付近の標準価格が平米当たり 1 万 9,600 円というような額になっております。ただ、あそこのサン・ねむの木敷地自体が高台にあるということで、約 25%が法面に当たると。それから、土地そのものが非常に大きい土地形成になっているということで、調整が入ります。その総合修正率が 0.52 となりまして、この率を掛けますと単価が 1 万 200 円になります。さらに最近の不動産の流通の動向といいますが価格の動向、これが不動産鑑定士によりまして 0.6 の調整率を掛けるとなっております。その 0.6 の根拠については、私ども知る余地もないわけでありましてけれども、その二つの率を掛けまして平米単価が 6,120 円ということになります。土地全体の面積が 7,597.06 平米でありますので、この単価を掛けまして 4,649 万 4,000 円となります。土地だけでよろしいでしょうか。

【5 番（竹内賢君）「はい」と呼ぶ】

議長（佐藤文昭君） 次に、12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） 8 ページと 10 ページで通告してございましたけれども、10 ページの自動車取得税交付金の減額補正、これについては説明があったので、わかりましたので答弁はいりません。

8 ページのほうなんです、自動車重量譲与税、これは減って道路のほうがふえていると。この関連があるのかどうか、この辺のところをお尋ねします。

議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長、お願いします。

総務部長（齋藤隆一君） それでは、8ページの2款2項1目の自動車重量譲与税の減額理由と2款3項1目の地方道路譲与税の増額理由についての御質問にお答えをいたします。

自動車重量譲与税につきましては、国によるエコカー減税制度の導入に伴いまして重量税が減税対象となるエコカーなどへの買いかえが進んだことなどによりまして自動車重量税が減少して、それに関連して譲与税についても減少したものと考えております。

地方道路譲与税につきましては、国の制度改革によって平成21年度から地方道路譲与税が地方揮発油譲与税に税目変更されたところでございます。ただし、平成21年度については経過的な措置として地方道路譲与税についても交付されるということでございましたので、少し控え目に予算計上していたところでございますが、当初の予測よりも多く交付されたものでございます。

なお、平成20年度決算の地方道路譲与税の交付額は6,068万2,000円でしたが、平成21年度においては地方道路譲与税と地方揮発油譲与税の合算交付額は6,352万1,000円となりますので、交付額にそれほど大きな差はないものと考えております。したがって、今の説明からもおわかりのように、自動車重量譲与税と地方道路譲与税につきましては、直接的な関係はございません。

以上でございます。

議長（佐藤文昭君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第39号の質疑を終わります。

次に、議案第40号平成21年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第5号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第40号の質疑を終わります。

次に、議案第41号公有水面埋立てに対する意見についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。5番竹内賢議員。

5番（竹内賢君） 先ほどの説明の中で、要望が出されておったんだと、そういうお話でした。したがって、私の質問は、かなりの部分がかかるわけですが、第5条、いわゆる公有水面埋立て法第4条、それから第5条という関係する条文の中で、第5条では、第1項から4項に規定されている、いわゆる権利を有する者について、こういう権利を有する者の内容を見ますと、法令により公有水面占有の許可を得けたる者とか、漁業権者、または入漁権者とか、そういうふうにして書いてあります。恐らくこの辺の1と2が該当して、市としては県の要請に従って意見を聴取したということになっています。ちょっと詳しくその辺について説明していただければいいと思います。どの辺がいわゆる権利を有したもののなのか。

議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

産業建設部長（佐藤家一君） お答えいたします。二つの質問が通告されているようで、最初については5条関係の権利者の内訳についてであります。今回の埋立てに係る権利者は、5条第2項にある漁業権者、または入漁者という項目に該当いたします。協同漁業権を有する者は秋田県漁業

協同組合、一つであります。このことから漁業者といいますが組合員に対して、秋田県漁協が漁業権を行使すると。漁業者に対してその漁業権を行使するんだという解釈になります。埋立てに対する協議については、ことしの3月30日に直接秋田県から県漁協になされております。これを受けまして県漁協では、平沢漁港の漁業者、それから漁協職員に工事概要を説明し同意を得るとともに、協同漁業権に関係する南部地区及び秋田市の漁業者に対し、5月1日に総会を開催し埋立てについて同意することで決議されております。これを受けて5月6日には県漁協から県のほうに同意書が送付されているという運びとなっております。ちなみに漁業権については、第1種から3種まであるようです。それから、その中には業種と地区も設定されているということで、第1種についての業種については海藻、それから貝類、権利区域については、にかほ市と由利本荘市までの南部地区になります。それから第2種については、小型定置、それから刺網等、権利区域は、にかほ市、由利本荘市、それから秋田市までとなっております。第3種については、雑漁、地引き網漁等で、権利区域については、第2種と同様、秋田市まで広範囲となっております。それぞれの地区の組合員数は、にかほ市が214名、由利本荘市が101名、秋田市が77名の合計392名であります。県漁協では、全組合員に対しまして同意の可否について文書を送付しております。回収率については71%、277名で、回答のあった方については明確に同意するという結果でありました。

なお、その回収外の人については、反対するという言葉はなく、単なる同意書が送付されなかったということになります。

以上です。

議長（佐藤文昭君） 5番竹内賢議員。

5番（竹内賢君） 詳しく説明ありましたけど、そうすると、この公有水面埋立て法第4条第3項について、市として — この法律では該当する市議会の議決が必要だというふうにしてなっているわけですがけれども、市としての直接、いわゆるこういう権利を有する人方に対して関与するというか、あるいは事情聴取するとか、そういうことは市としての直接的な聴取したりするということはないということでもいいんですか。

議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

産業建設部長（佐藤家一君） 埋立てに関するその事業主体がさまざまだと思います。今回の場合は秋田県が事業主体でありましたので、私どもがその漁業権者、あるいはその実際に漁をやっている方との交渉には当たりませんでした。

議長（佐藤文昭君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 大分答弁もありましたので通告の内容がちょっと省略されるところもあります。埋立てを必要とする理由は、これは写真等もあり、また、住民の要望、利用者の要望等もありましたので、これは答弁必要ありません。

それから、工法の立体図面も出ておりますし、漁協や利用者との意見、これも答弁ありましたのでいいです。

この図面を見て初めてわかったんですが、道路を拡幅するということがありますし、この岸壁のひび割れ等、前から心配されていたわけですが、それも修復していくということでもいいと思うんで

すが、ここの場所ってというのは毎年、あるいは2年に1回、しゅんせつをずっとやってきているわけです。なぜ毎年、あるいは2年に1回くらい小刻みに行うのかというふうに聞いたら、あまり深く掘ると岸壁のそのコンクリートが沈んでいくということが言われていたわけです。ですからこのひび割れも、そういう影響も出てくるのかなというふうに思いますが、この工事によってしゅんせつを減少することができるのかどうか、これはもちろん港の外側への防砂用の防波堤、あるいはテトラポット、こういうこととの関連もあるんですが、その辺の埋立て後の効果、しゅんせつとの関係、それから予算はちょっとまだかと思いますが、それがどうなっているか、その点についてお尋ねします。

議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

産業建設部長（佐藤家一君） 埋立て後の効果でありますけれども、3メートルの埋立てによりまして荷揚げ場についても改良されます。それから、漁船の安全な係留、これもかなうことができます。あわせて臨港道路の改良によりまして、流通の効率化、それから住民の生活環境の向上が図られるという、そういう効果が期待できます。

それから、しゅんせつ工事につきましては、この岸壁改修によりまして減少するという事はないと思われまます。

それから、工事予算の見積りです。県では護岸及び道路改良を合わせて全体で1億4,000万円と試算をいたしております。うち平成22年度は9,000万円で護岸改良と道路改良の一部を行うと。それから、平成23年度に残りの道路改良として5,000万円の事業費を計上しているようでございます。事業費の負担割合は、国が5割、市が1割、残りが県となります。

以上でございます。

議長（佐藤文昭君） はい、12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 予算、それから埋立て後の効果はわかりましたが、しゅんせつ工事はこれまでと変わらないのではないかとということですが、確かにそれはそうかもしれませんが、しゅんせつのやり方が変わるのかどうか。というのは、深く掘っても大丈夫なのか、今までのように浅く毎年のように小刻みにやらなければいけないのかどうか、その辺のことはわかりましたらお知らせ願いたいと思います。

議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

産業建設部長（佐藤家一君） 当時の昭和34年・35年につくられました岸壁につきましては、人力戦といいますか動力戦でないために、かなりその護岸の根入れも浅かったわけです。今回については、矢板を打ちましての根入れを深くすると、そういうことですので、仮にその土砂のしゅんせつに当たりましては、今までよりは深くしゅんせつできるのではないかと。ただ、何年に一回というサイクルについては今申し上げることができません。

以上です。

議長（佐藤文昭君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第41号の質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第 38 号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第 1 号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） これで議案第 38 号の討論を終わります。

これから議案第 38 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は承認することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議案第 38 号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第 1 号）は承認することに決定しました。

次に、議案第 39 号平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算（第 11 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 2 号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） これで議案第 39 号の討論を終わります。

これから議案第 39 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は承認することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議案第 39 号平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算（第 11 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 2 号）については承認することに決定しました。

次に、議案第 40 号平成 21 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 3 号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） これで議案第 40 号の討論を終わります。

これから議案第 40 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は承認することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議案第 40 号平成 21 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 3 号）は承認することに決定いたしました。

次に、議案第 41 号公有水面埋立てに対する意見についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） これで議案第 41 号の討論を終わります。

これから議案第 41 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議案第 41 号公有水面埋立てに対する意見については原案のとおり可決されました。

日程第 17、委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

議会運営委員長及び議会広報編集委員長から、委員会における審査中の事件において会議規則第 102 条の規定によって、お手元に配付したとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長及び議会広報編集委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長及び議会広報編集委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 18、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第 43 条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成 22 年第 3 回にかほ市議会臨時会を閉会します。

どうも大変御苦労さまでした。

午後 2 時 5 分 閉 会